

ビジネスサポートながの

Business Support Nagano

経営者
シリーズ

トップかく語りき

株式会社経営サービスセンター
代表取締役

関 忠夫氏

Tadao Seki



株式会社経営サービスセンター

長野市吉田4-11-19

TEL.026-241-2576

FAX.026-241-0382

創 業 昭和43年12月

資本金 1,000万円

事業内容 IT経営システムによる経営革新・経営課題
の解決のコンサルティング、計数情報処理のための
システム開発及び普及、オリジナル情報会計システム
「テレ会計21」のインストラクター育成ほか

「テレ会計21」でビジネスモデル特許を取得。

「制度会計は結果論。これが何となくつまらなかったんです」

株式会社経営サービスセンター社長、関忠夫さん(78)は会計事務所に勤めていた20代の頃、制度会計に漠然とした違和感を感じた。そこで実務を実践的に学ぼうと企業数社の経理部門に勤務した後、31歳で経営コンサルタントとして独立。以来、起業から解散まで、あらゆる経営局面で顧客企業の支援を続けている。

「制度会計は管理の発想が強いのですが、経理は人、モノ、カネの元締め。それを計数化することで本当に生きた数字が出てくる。経理と営業が融和しなければ会社はエネルギーを発揮できないんです」

関さんはその発想を長年にわたって徹底的に追究。仕事の契約時に業

務の流れを5W3H(いつ、どこで、誰が、どこから、何を、いくら、いくつ、いつまでに)で表し、ITとクラウドを活用して注文から納品、請求、回収まで一元的に処理する独自の経営情報システム「テレ会計21」を開発した。

IT、特にクラウドの活用いち早く注目した先見性。「28歳の頃、当時まだ珍しかったコンピュータに興味を持ち通信教育で勉強した」と言うから年季が入っている。そして2013年、念願のビジネスモデル特許を取得した。

時代の追い風も受ける。「テレ会計21」は国税関係書類の電子データやスキャナでの保存が可能になった「電子帳簿保存法」(1998年施行・2015年改正)と、中小企業のために策定された新たな会計ルール「中小会計要領」(2012年発表)に準拠。中小企業の会

計業務の手間を8分の1に縮小し、“攻め”の視点でサポートする。

現在、本社内に「テレ会計塾」を開設。起業を考えている人や個人事業主、企業の経理担当者、会計事務所職員などに「テレ会計21」のノウハウを提供する。修得者にはライセンスを供与し、スキルアップはもちろん、独立も支援していく計画だ。

インターネット通販最大手「楽天市場」からの要請を受け、出店準備も進む。「テレ会計21」が全国へと広がる可能性も見えてきた。

「ようやく、です」と関さん。「長年の苦労がようやく実る。まさに起死回生。これからもう一度元気を出してやっていきたい」。仕事だけでなく、人生そのものもまだまだ楽しみたいと、関さんは意欲満々だ。

回 覧

長野法人会 NEWS

2月の法人会事業

● 会員数5,475社 (平成27年12月末現在)

昨年12月末の会員数が5,475社 (うち個人会員155社) となった。昨年秋の会員増強特別月間で役員や大同生命保険の関係者の協力により、会員加入勧奨を経た結果、6月末現在の5,403社から72社純増した結果である (新規加入200社、退会128社)。

増強活動は部会単位を基本とし、次の8部会が目標達成となった。

部会名	部会長	目標数	実績
長野市東南	上田 正昭	16	37
須 坂	神林 章	12	31
長野市北部	塚田 芳樹	9	15
長野市東部	黒柳 功一	13	13
長野市東口	酒井 千明	10	12
長野市東北	左右田 昭道	8	8
長野市中央東	池田 修平	7	8
小 布 施	山崎 幸雄	8	9

上記8部会には平成28年度通常総会 組織表彰式にて感謝状等が贈られる。

なお、個人で複数の会員化をした役員・関係者は次のとおり。



長野市東南部会 理事
(有)ミヤノテック
宮野 悟

21社

私の所属する東南部会は上田部会長が「役員の仕事は会費の集金と会員増強である」を常に言っている。部会長の熱き気持ちを汲み取って、それを私の仲間に伝えて会員になってもらっただけです。



大同生命保険(株)長野支社
第1営業課 **中村 弥生**

19社

担当の長野市北部部会と東部部会の役員さんと連携して、たくさんの会社を訪問した結果多くの会社に入会いただきました。



大同生命保険(株)長野支社
第2営業課 **山崎 さゆり**

10社

機関誌の最終ページ、ビジネスインフォメーションに無料で掲載できること、MRI人間ドックを低価格で受診できることをPRしました。

担当の須坂・高山部会の役員さんの後押しが大きかったです。

●税制改正に関するアンケート

平成29年度税制改正に関する提言事項の策定にあたり、まずは会員皆様にアンケート調査を実施します。同封のアンケートの回答にご協力賜りますようお願いいたします。

平成29年度税制改正に関するアンケート

1. 個人属性 (1点)

2. 事業属性 (1点)

3. 税制改正に関する意見 (1点)

4. 税制改正に関する意見 (1点)

5. 税制改正に関する意見 (1点)

6. 税制改正に関する意見 (1点)

7. 税制改正に関する意見 (1点)

8. 税制改正に関する意見 (1点)

9. 税制改正に関する意見 (1点)

10. 税制改正に関する意見 (1点)

11. 税制改正に関する意見 (1点)

12. 税制改正に関する意見 (1点)

13. 税制改正に関する意見 (1点)

14. 税制改正に関する意見 (1点)

15. 税制改正に関する意見 (1点)

16. 税制改正に関する意見 (1点)

17. 税制改正に関する意見 (1点)

18. 税制改正に関する意見 (1点)

19. 税制改正に関する意見 (1点)

20. 税制改正に関する意見 (1点)

21. 税制改正に関する意見 (1点)

22. 税制改正に関する意見 (1点)

23. 税制改正に関する意見 (1点)

24. 税制改正に関する意見 (1点)

25. 税制改正に関する意見 (1点)

26. 税制改正に関する意見 (1点)

27. 税制改正に関する意見 (1点)

28. 税制改正に関する意見 (1点)

29. 税制改正に関する意見 (1点)

30. 税制改正に関する意見 (1点)

31. 税制改正に関する意見 (1点)

32. 税制改正に関する意見 (1点)

33. 税制改正に関する意見 (1点)

34. 税制改正に関する意見 (1点)

35. 税制改正に関する意見 (1点)

36. 税制改正に関する意見 (1点)

37. 税制改正に関する意見 (1点)

38. 税制改正に関する意見 (1点)

39. 税制改正に関する意見 (1点)

40. 税制改正に関する意見 (1点)

41. 税制改正に関する意見 (1点)

42. 税制改正に関する意見 (1点)

43. 税制改正に関する意見 (1点)

44. 税制改正に関する意見 (1点)

45. 税制改正に関する意見 (1点)

46. 税制改正に関する意見 (1点)

47. 税制改正に関する意見 (1点)

48. 税制改正に関する意見 (1点)

49. 税制改正に関する意見 (1点)

50. 税制改正に関する意見 (1点)

51. 税制改正に関する意見 (1点)

52. 税制改正に関する意見 (1点)

53. 税制改正に関する意見 (1点)

54. 税制改正に関する意見 (1点)

55. 税制改正に関する意見 (1点)

56. 税制改正に関する意見 (1点)

57. 税制改正に関する意見 (1点)

58. 税制改正に関する意見 (1点)

59. 税制改正に関する意見 (1点)

60. 税制改正に関する意見 (1点)

61. 税制改正に関する意見 (1点)

62. 税制改正に関する意見 (1点)

63. 税制改正に関する意見 (1点)

64. 税制改正に関する意見 (1点)

65. 税制改正に関する意見 (1点)

66. 税制改正に関する意見 (1点)

67. 税制改正に関する意見 (1点)

68. 税制改正に関する意見 (1点)

69. 税制改正に関する意見 (1点)

70. 税制改正に関する意見 (1点)

71. 税制改正に関する意見 (1点)

72. 税制改正に関する意見 (1点)

73. 税制改正に関する意見 (1点)

74. 税制改正に関する意見 (1点)

75. 税制改正に関する意見 (1点)

76. 税制改正に関する意見 (1点)

77. 税制改正に関する意見 (1点)

78. 税制改正に関する意見 (1点)

79. 税制改正に関する意見 (1点)

80. 税制改正に関する意見 (1点)

81. 税制改正に関する意見 (1点)

82. 税制改正に関する意見 (1点)

83. 税制改正に関する意見 (1点)

84. 税制改正に関する意見 (1点)

85. 税制改正に関する意見 (1点)

86. 税制改正に関する意見 (1点)

87. 税制改正に関する意見 (1点)

88. 税制改正に関する意見 (1点)

89. 税制改正に関する意見 (1点)

90. 税制改正に関する意見 (1点)

91. 税制改正に関する意見 (1点)

92. 税制改正に関する意見 (1点)

93. 税制改正に関する意見 (1点)

94. 税制改正に関する意見 (1点)

95. 税制改正に関する意見 (1点)

96. 税制改正に関する意見 (1点)

97. 税制改正に関する意見 (1点)

98. 税制改正に関する意見 (1点)

99. 税制改正に関する意見 (1点)

100. 税制改正に関する意見 (1点)

2～4月	会員アンケート募集
5月上旬	税制委員会の開催、提言書作成
5月中旬	理事会の開催、提言書決議
6月2日	長野法人会総会で決議
6月中旬	長野県法人会連合会で県内10法人会 (2万5千会員)の要望を取りまとめ
9月中旬	全国法人会総連合で全国41都道県連合会 (80万会員)の要望を取りまとめ
10月20日	法人会全国大会(長崎)で決議
11～12月	全国一斉に地元国会議員へ陳情

平成29年度税制改正に関するアンケート

1. 個人属性 (1点)

2. 事業属性 (1点)

3. 税制改正に関する意見 (1点)

4. 税制改正に関する意見 (1点)

5. 税制改正に関する意見 (1点)

6. 税制改正に関する意見 (1点)

7. 税制改正に関する意見 (1点)

8. 税制改正に関する意見 (1点)

9. 税制改正に関する意見 (1点)

10. 税制改正に関する意見 (1点)

11. 税制改正に関する意見 (1点)

12. 税制改正に関する意見 (1点)

13. 税制改正に関する意見 (1点)

14. 税制改正に関する意見 (1点)

15. 税制改正に関する意見 (1点)

16. 税制改正に関する意見 (1点)

17. 税制改正に関する意見 (1点)

18. 税制改正に関する意見 (1点)

19. 税制改正に関する意見 (1点)

20. 税制改正に関する意見 (1点)

21. 税制改正に関する意見 (1点)

22. 税制改正に関する意見 (1点)

23. 税制改正に関する意見 (1点)

24. 税制改正に関する意見 (1点)

25. 税制改正に関する意見 (1点)

26. 税制改正に関する意見 (1点)

27. 税制改正に関する意見 (1点)

28. 税制改正に関する意見 (1点)

29. 税制改正に関する意見 (1点)

30. 税制改正に関する意見 (1点)

31. 税制改正に関する意見 (1点)

32. 税制改正に関する意見 (1点)

33. 税制改正に関する意見 (1点)

34. 税制改正に関する意見 (1点)

35. 税制改正に関する意見 (1点)

36. 税制改正に関する意見 (1点)

37. 税制改正に関する意見 (1点)

38. 税制改正に関する意見 (1点)

39. 税制改正に関する意見 (1点)

40. 税制改正に関する意見 (1点)

41. 税制改正に関する意見 (1点)

42. 税制改正に関する意見 (1点)

43. 税制改正に関する意見 (1点)

44. 税制改正に関する意見 (1点)

45. 税制改正に関する意見 (1点)

46. 税制改正に関する意見 (1点)

47. 税制改正に関する意見 (1点)

48. 税制改正に関する意見 (1点)

49. 税制改正に関する意見 (1点)

50. 税制改正に関する意見 (1点)

51. 税制改正に関する意見 (1点)

52. 税制改正に関する意見 (1点)

53. 税制改正に関する意見 (1点)

54. 税制改正に関する意見 (1点)

55. 税制改正に関する意見 (1点)

56. 税制改正に関する意見 (1点)

57. 税制改正に関する意見 (1点)

58. 税制改正に関する意見 (1点)

59. 税制改正に関する意見 (1点)

60. 税制改正に関する意見 (1点)

61. 税制改正に関する意見 (1点)

62. 税制改正に関する意見 (1点)

63. 税制改正に関する意見 (1点)

64. 税制改正に関する意見 (1点)

65. 税制改正に関する意見 (1点)

66. 税制改正に関する意見 (1点)

67. 税制改正に関する意見 (1点)

68. 税制改正に関する意見 (1点)

69. 税制改正に関する意見 (1点)

70. 税制改正に関する意見 (1点)

71. 税制改正に関する意見 (1点)

72. 税制改正に関する意見 (1点)

73. 税制改正に関する意見 (1点)

74. 税制改正に関する意見 (1点)

75. 税制改正に関する意見 (1点)

76. 税制改正に関する意見 (1点)

77. 税制改正に関する意見 (1点)

78. 税制改正に関する意見 (1点)

79. 税制改正に関する意見 (1点)

80. 税制改正に関する意見 (1点)

81. 税制改正に関する意見 (1点)

82. 税制改正に関する意見 (1点)

83. 税制改正に関する意見 (1点)

84. 税制改正に関する意見 (1点)

85. 税制改正に関する意見 (1点)

86. 税制改正に関する意見 (1点)

87. 税制改正に関する意見 (1点)

88. 税制改正に関する意見 (1点)

89. 税制改正に関する意見 (1点)

90. 税制改正に関する意見 (1点)

91. 税制改正に関する意見 (1点)

92. 税制改正に関する意見 (1点)

93. 税制改正に関する意見 (1点)

94. 税制改正に関する意見 (1点)

95. 税制改正に関する意見 (1点)

96. 税制改正に関する意見 (1点)

97. 税制改正に関する意見 (1点)

98. 税制改正に関する意見 (1点)

99. 税制改正に関する意見 (1点)

100. 税制改正に関する意見 (1点)

税務署からのお知らせ

国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」
をご利用いただくと、自宅等で
確定申告書が作成できますので、
書面で印刷して送付又はe-Tax
で送信(事前準備が必要)の
いずれかでご提出ください。

【お問合せ】
長野税務署
TEL 026-234-0111
(自動音声案内)

確定申告書の
提出は
お早めに

平成27年分
確定申告

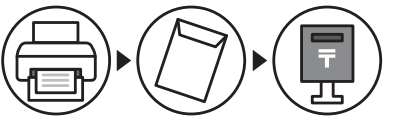
申告書の作成は
自宅のパソコンで



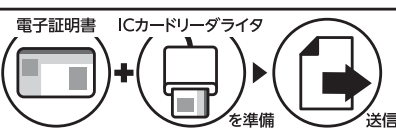
確定申告 検索

Step 1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step 2 プリントアウトして送付



電子証明書 ICカードリーダー



申告と納税

所得税および復興特別所得税の確定
申告の窓口での相談・申告書の受付は、
2月16日(火)からです。

所得税および復興特別所得税
贈与税

平成28年
3月15日(火)まで

消費税および地方消費税
(個人事業者)

平成28年
3月31日(木)まで

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

ヒト・モノ・カネ 経営の三要素を学ぶ



人材・社員の育成の仕方、社内コミュニケーションの取り方 後継者育成

経営コンサルタント

浪 宏友 氏



高齢となった経営者が、事業を誰かに継承したいと思うけれども、適当な人が見当たらないという話をよく聞きます。いわゆる中小企業の後継者問題です。なぜ、こんなことが起きるのでしょうか。

昔から、経営トップの第一の仕事は、後継者づくりであると言われてきました。なぜ、後継者を作らなければならないのでしょうか。それは、事業を継続することが求められているからです。

せっかく作った会社だから、つぶしたくないということもありますが、この会社を当てにしている顧客やステークホルダーが大勢いるから、安易につぶすわけにはいかないというほうが、本質的な理由です。

事業は株主のもの、経営者のものという一面がありますが、同時に社会のものであり、利用する人々のもので

あるという一面もあるのです。

組織における職階は、大きく四つに分けることが出来ると思います。経営・管理・監督・現業の四つです。それぞれの職階には、それぞれ求められるスキルがあります。経営者には、経営者としての専門性の高いスキルが求められます。

経営の後継者は経営者としてのスキルを具えている必要があります。そのためには、必要なスキルの学習を進め、現実の場で訓練を受けて身につけるというプロセスを踏むのが順当でしょう。事業継承とは、株を渡すこと、経営者の地位を引き継ぐことである以前に、経営者としての資質を育成することであると、私は考えています。

手遅れにならないうちに、後継者の育成を考え始めることをお勧めしたいと思います。



“モノ”を売る・売上を伸ばすノウハウ

その11

【3つの筋(すじ)で考えよう】

御社では、どんなモノをどれくらい、どのような意図で販売しているのか明確になっていますか。今回は、これらのことを分類して整理する、「売れ筋」「見せ筋」「死に筋」の考え方についての一案をご紹介します。

「売れ筋」とは、読んで字のごとく、売れている商品・サービスのことです。顧客ニーズを満たすものですから、在庫切れなどの販売機会の損失を最小限に抑えるように管理していきます。顧客ニーズの把握と俊敏な対応が求められる商品分類です。ただし、顧客ニーズばかりを追いかけては、競合他社と同質化してきますので、注意が必要です。気が付いたら、手間ばかりかかって全然儲からないビジネスになっている場合があります。そこで必要になるのが、次の「見せ筋」です。

「見せ筋」は、会社として押していきたい商品、全体を盛り立てる商品、遊び心や挑戦する心を出す商品です。言い換えるならば、企業側のシーズをぶつける商

経営コンサルティングファーム
なゆたが合同会社 代表社員

中邨 康弘 氏



品分類であり、未来の市場を創り出すための重要な部分です。ただし、パレートの法則*というのがありますから、全体に対する構成比率はほどほどにしてください。

最後の「死に筋」とは、売れていない商品・サービスのことです。売上アップに貢献していない商品分類ですから、直ちに切るか入れ替える必要があります。ただし、死に筋には2つの種類が存在します。他の商品との相互作用があるものとないものです。ある死に筋商品があることで、売れ筋や見せ筋の販売に繋がっている場合があるかもしれませんので、「意味ある死に筋」を見落とさないように注意してください。

*「売上の8割は全商品のうちの2割で生み出している」「売上の8割は全顧客の2割が生み出している」といった経験則のこと。



“カネ”の流れ・資金繰り改善のポイント 細心の注意をはらう

贈与には、生前に財産を移転して相続財産を減らす効果があるほか、納税資金の準備、財産の分割対策など相続対策としての有効な側面がある反面、扱い方を間違えると後で思わぬ税負担につながることもありますので、事前に注意点を把握しておく必要があります。

「亡くなった母親が孫名義で郵便貯金をしていたことを息子が知らなかったために、当局から指摘を受けた」などのケースは意外に多く、これがいわゆる「名義預金」です。

贈与とは、あげる人ともらう人が合意して、もらう人が自由に使えることが条件ですので、お婆ちゃんが勝手に孫の口座を作って送金しても孫が知らなければ贈与にはなりません。またお婆ちゃんが孫の預金通帳と印鑑を管理していたら、孫は使えませんのでこれも単に名義を借りたにすぎません。そのまま放置しておいて、お婆ちゃんが亡くなれば、その預金残高は全てお婆ちゃんの相続財産に含まれることになり課税を受けることになってしまうのです。

セミナー講師
ビジネスコーチ
FP・DC（年金プランナー）
Office SHIMADU 代表

島津 悟 氏



主な注意点としては、①「あげましょう」「はい、もらいます」のお互いの意志を明確にする、②贈与したら必ず名義変更し贈与の事実を確認する、③贈与された財産はもらった人が管理する、④定期贈与とみなされないよう都度贈与契約書を作成する、⑤過去の贈与税申告書の控えを保管しておくなどが上げられますが、詳しくは専門家にご相談ください。

相続税の税務調査によれば、申告漏れの相続財産種類別内訳は、土地3.6%、家屋1.2%、有価証券31.4%、現金・預金49.5%、その他14.3%（平成25年国税庁）となっており、金融資産の割合が高いことが分かります。そのため相続税の税務調査は、金融資産（有価証券、現金・預貯金）に集中して行われる確率が高いことが推察できます。

つまり、贈与を使った相続対策を進める場合、名義預金や名義株式等金融資産への細心の注意を払いながら対策を行うことが大切なのです。

視聴無料

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方
継続的に社員研修ができるシステムがほしい方etcにぜひご覧いただきたい

インターネットセミナー

常時400タイトルのセミナーが視聴可能!!

ID: hj0901
パスワード: 0011



長野法人会HPトップページの
下段にバナー（見出し画像）が
あります。

今月のオススメプログラムはこれ!

ランチェスターの法則で読み解く 真田三代 弱者の戦略

「大」が「小」に勝つのは当たり前。しかし、やり方次第で小が大に勝つことは可能です。では、どうすれば良いのか? 気鋭の経営コンサルタントが、戦国時代に活躍した真田家の兵法を読み解きながら、中小企業がビジネス戦線で勝ち残るための戦略を伝えます。

講師 福永 雅文 氏

戦国マーケティング株式会社
代表取締役 経営コンサルタント



講師略歴／小が大に勝つ「弱者逆転」を使命とし、我が国の競争戦略のバイブルともいわれるランチェスター戦略を伝道するコンサルタント。企業の営業戦略づくりを指導するとともに全国各地で講演・企業研修を行う。講演テーマは「ランチェスター戦略」と「歴史に学ぶ戦略経営」。毎年、NHK大河ドラマのその年の主人公を題材に現代の経営に結びつけて行う講演が評判を呼ぶ。

ビジネスに効くゴルフ

なぜ経営者はゴルフをするのか？

第11回

ゴルフコースは自然との接点 ～本来の自分と向き合う場所として

長野国際カントリークラブ
(日成観光株式会社)
古木 惣一郎



私達日本人の自然に対する伝統的な価値観は、“人間も自然の一部である”というものです。先人達は、手つかずの荒々しい自然と、人間の住む集落の間に、『里山』という緩衝地帯を設け、自然の恵みを生活に活かして参りました。『里山』は自然と人間の合作であり、人間もその生態系の一部として存在してきたのです。

近代において、私達は自然と分断された人工的なエリア、即ち都市というものを次々に築き上げて参りました。もちろん普段の生活における利便性は高いのですが、そこだけに居続けることで、人間が自然の一部であるという感覚は薄れてしまいます。現代社会における病理の多くは、生命の源たる自然と人間が分断されてしまった、ということに起因している様に感じてなりません。

その意味において、ゴルフコースには“現代の都市住民が安心して自然を感じる事のできる場所”としての役割があると考えております。

私自身のお話で恐縮ですが、経営者として誰にも

相談できない悩みがある時は、木々に囲まれたコースに出て、飯綱山に祈り、芝生の手入れをしながら自分と向き合います。自然の中でお天道様に照らされていると、余計な考えが陰を潜め、大切なものに焦点が合い、スッとした気持ちで決断ができるようになります。

ところで、弊クラブの創業者も自然をこよなく愛しておりました。樹齢何百年という古木があると、コース設計を変更してでもそれを残しました。「お客様に自然の恵みを味わっていただきたい」そう話していた事を、古参の会員様に教えていただきました。

もう20年以上前になりますが、創業者と一緒にラウンドしたときに、木にボールを当てるとめっぽう怒られたものです。そして、プレー中は目土袋を持って、ディボットを埋めていました。私はその創業の精神をこれからも守り続けて参ります。

自然の恵みと人の真心の合作たるゴルフコース。自然を感じる方法は沢山ありますが、ゴルフもその機会として、改めて捉えて直して頂ければ幸いです。

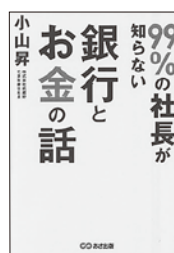
BOOK
ビジネス書
ランキング

今月の売れ筋10冊

2015.12/1～12/31
平安堂長野店 提供

- 1 身近な人が亡くなった後の手続きのすべて ■児島明日美他／著 自由国民社 1,400円
- 2 もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『イノベーションと企業家精神』を読んだら ■岩崎夏海／著 ダイアモンド社 1,600円
- 3 嫌われる勇氣 ■岸見一郎／著 ダイアモンド社 1,500円
- 4 99%の社長が知らない銀行とお金の話 ■小山 昇／著 あさ出版 1,600円
- 5 とっさのしぐさで本音を見抜く ■T.ハーフェナー／著 サンマーク出版 1,500円
- 6 読んだら忘れない読書術 ■樺沢紫苑／著 サンマーク出版 1,500円
- 7 決めた未来しか実現しない ■本田 健／著 サンマーク出版 1,600円
- 8 ディズニー ハピネスの神様が教えてくれたこと ■鎌田 洋／著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 9 伝え方が9割 2 ■佐々木圭一／著 ダイアモンド社 1,400円
- 10 トヨタで学んだ「紙1枚!」にまとめる技術 ■浅田すぐる／著 サンマーク出版 1,400円

今月の
一冊



99%の社長が知らない 銀行とお金の話

小山 昇 著 あさ出版
1,600円(本体価格)

600社以上の経営の指導をしてきた著者が明かす、何があっても会社が潰れない強い会社を作る銀行交渉術。本書は誤ったお金の見方を正す一冊です。経営者の方必読の内容となっています。

事務局の掲示板

確定申告のテキスト 発刊のお知らせ

全国法人会総連合が『平成27年分会社役員のための確定申告実務ポイント』を作成しました。会社の役員が確定申告を行う際に、気をつけるべきポイントをまとめています。

- 所得税の基本的仕組み
- 不動産の貸し付けや譲渡に係る税金
- 株式の配当や譲渡に係る税金
- 会社と役員間の取引に係る税金 etc

法人会員の中小企業経営者として、知っておくべきポイントをまとめたテキストです。

ご希望の方には無料でご送付しますので、事務局までご連絡願います（Tel.026-227-0011）。



事業実施カレンダー

2月

1月	17 水
2 火	税制懇談会
3 水	19 金
4 木	川中島部会理事会
5 金	3月決算法人説明会 会員親睦ボウリング大会
6 土	22 月
7 日	23 火 女性部視察研修例会
8 月	須高ブロック講演会
9 火	24 水 経営相談室(法律相談)
10 水	経営相談室(法律相談)
11 木	25 木
12 金	須坂部会新入会員歓迎会
13 土	26 金
14 日	27 土
15 月	28 日
16 火	29 月

長野法人会ホームページ 2月15日公開予定!

ふとう ふくつ
“俺の私の不撓不屈”
～“職人”から“経営者”に
なるのに苦労しました～

第18回 有限会社 アサヒ
ホームサービス
代表取締役 矢部弘司氏



編集後記

Tea Room



何代も続いている老舗が羨ましいかぎりです。私も家内も高齢で、どちらかが健康を損なえばと考える齢になった。

息子に事業を任せようと思うが、今はサービス業関係に勤務する人が少なく、募集しても思うような人が応募されない。

又、従業員を抱えるとなると労働問題、社会環境の難しさ、可哀そうな気持ちで承継に踏み切れず、もっと早いうちに後継者を育てておけば良かったなとつくづく思う齢になってしまった。

橋本良彦





Business Information

情報アンテナ ビジネスインフォメーション



長野法人会管内企業の情報発信ページです(毎月4社ずつ掲載)。会員企業は掲載料無料です。

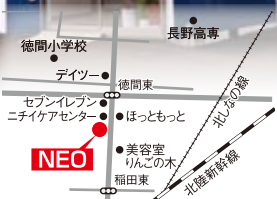
おクルマ、高価買取中!

査定ゼロのクルマでもNEOにご相談ください!



ビジサポを見たら
査定額UP!!

お気軽にお越しください。



おクルマ
買取専門店

NEO

ネオ稲田店



高価買取
査定無料
出張買取

☎026-217-6733

長野市稲田3-22-20 FAX.026-217-6950

全国ネットで信頼と実績の 「小林豊子きもの学院」なら 安心して学べます。



生徒随時募集中!

無料体験・見学は
お気軽にどうぞ。



小林豊子きもの学院

信州本部/長野市鶴賀七瀬751-6 大成第2ビル10F

TEL.026-224-5884 FAX.026-225-7450

長野本校・中野本校・上田本校・佐久本校・松本本校・南松本本校・岡谷本校・木曽本校
http://www.kimonokobayashi.com

フリーダイヤル 0120-24-5884

人財のことならお任せください!!



パワーネット・フィールドは
長野県の総合人財サービス会社。
豊富な実績とノウハウを活かし、
お客様のニーズにあった
人財・サービス・
システムを
ご提供しています。

企業のご担当者様はこちら

パワーネットフィールド

検索

お仕事をお探しの方はこちら

そのとおり

検索

オ・シ・ゴトのことなら



POWERNET FIELD, Inc

株式会社パワーネット・フィールド

【北信営業所】

須坂市大字須坂 1309-23

須坂ハイツ1階

TEL.026-213-4033

FAX.026-213-4032

【営業本部】

塩尻市大字広丘野村 1656-1

TEL.0263-51-5553

FAX.0263-51-5552

一般労働者派遣事業(般13-304568) 有料職業紹介事業(13・ユ・304123)



それはうちの製品かも
しれません。

アナログ
メーター



創業以来、アナログメーターひと筋。
熟練技術者による丁寧なものづくり
で小ロット生産にも対応し、国内外で
高く評価されています。

振動
モーター



携帯電話・時計・ゲーム機・
医療機器など多彩な用途
で活躍。特許技術を持つ
コイン型振動モーターは、
低コスト、省電力、安定品質
で高く評価されています。

おりふじ
トイレットペーパー
自動供給装置



信州のものづくり技術によって
開発した注目の製品です。



電気指示計器及び電子機器の設計・製造・販売

シナノ電子株式会社

長野市中条1番地 TEL.026-268-3311 FAX.026-268-3316

www.shinaden21.co.jp

税務・税制 **丸**わかり

「会計」を学ぶ

あがたグローバル税理士法人
公認会計士

竹内 信太郎

粉飾が継続する背景

昨年来、東芝の粉飾決算が大きく話題になっています。一度始めた粉飾は、雪だるま式に膨らんで止められなくなると言われることがあります、今回はその背景と怖さを考えてみたいと思います。

粉飾の典型的なパターンの一つである、売上の前倒し計上を例にとってみましょう。

以下のような決算の企業があったとします。この例では、第1期の赤字を黒字に見せるために売上を30だけ前倒し計上したのですが、ここで注目すべきなのは第2期です。

	正しい決算	粉飾した場合	
(第1期)			
売上高	100	130 (=100+30)	
原価	110	110	
損益	△10	20	
(第2期)			
売上高	110	80 (=110-30)	120 (=110-30+40)
原価	110	110	110
損益	0	△30	10

第2期は、本当はなんとか損益ゼロまで復調したはずだったのが、第1期で売上を先食いしてしまったために、再度前倒し計上をしないと赤字（△30）

になってしまいます。第2期を損益ゼロで終えるならば前期と同額の前倒しで良いのですが、仮に見た目上の黒字を確保したいとなれば、前期よりも大きい40の前倒しをしなければなりません。同じように、次期はより大きな額の前倒しをしなければならなくなるかもしれません。

この連鎖を解消するには、どこかで大幅な業績の好転が必要になるのですが、そのような機会は簡単には訪れません。これが、苦しい決算を一度調整して終わりというわけにいかず、粉飾が続いていってしまう背景です。

更に問題なのは、このように粉飾が繰り返されていくと、もはや企業自身も、何が正しい決算なのか、自社の本当の実力はどの程度なのかが分からなくなってしまうたり、過大に計上した利益（所得）の分だけ余計な税金の支払いまで発生してしまうことです。

1月号で取り上げた財務の安全性をはじめとして、決算は企業の評価をする際の基礎になるものです。決算の情報を経営に活かすためにも、ぜひ決算の数字は大切にして頂きたいと思います。

税務・税制 丸わかり

「税」を学ぶ

作成 関東信越税理士会長野支部所属

金井秀夫 山浦修 藤澤義章

平井幸光 渡邊隆行

長野法人会 事務局 TEL026-227-0011

教えて! 税理士さん 10

今回は教育資金の贈与についての質問のようですが…

社長)

息子が東京の私立大学に合格したんで、入学金をおじいちゃんに出してもらおうと思っているんだけど…、なにか贈与の問題とかってあるのかなあ?

税理士)

おじいちゃんに援助してもらっても、贈与の問題にはなりませんよ。

社長)

よかった! じゃあさっそくおじいちゃんに話をし、とりあえず私の口座へ振り込んでもらうことにします。

税理士)

えっ、ちょっとまって! 思わぬ課税を受けずに済むためには、おじいちゃんから直接大学に振込んでもらったほうがいいと思いますよ。

社長)

それって、どうしてですか?

税理士)

おじいちゃんの口座から社長の口座に振り込まれた場合、直接入学金に充てられたかどうかかわからなくなる場合もあるからです。

社長)

わかりました。おじいちゃんに直接振り込んでもらうことにするよ。

(今回のポイント)

扶養義務者相互間(例えば、親子間や祖父母から孫へなど)において、生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち、「通常必要と認められるもので、必要な都度直接これらに充てるもの」については、贈与税の課税対象となりません。

また、贈与税の課税対象とならない「教育費」とは、子や孫(被扶養者)の教育上、通常必要と認められる学資、教材費、文具費、通学のための交通費、学級費、修学旅行参加費等をいいますので、必ずしも義務教育に係る費用だけとは限りません。

【注】なお、個人(例えば、親戚など)から受ける入学祝等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をした者と贈与を受けた者との関係等に照らして、社会通念上相当と認められるものについては、贈与税の課税対象となりません。

(参考条文等: 相続税法21③1-2、相続税基本通達21③-4,9)

